

「資源循環局神明台処分地ほか4か所への再生可能エネルギー導入事業」
特定調達契約に係る公募型プロポーザルによる選定結果

資源循環局神明台処分地ほか4か所への再生可能エネルギー導入事業について、特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式で、次のとおり受託候補者を特定しました。

1 件名

資源循環局神明台処分地ほか4か所への再生可能エネルギー導入事業

2 業務内容

屋根貸し自家消費型スキームによる太陽光発電設備事業で、事業者は施設の屋上等の目的外使用許可を受け、施設に太陽光発電設備及び附帯設備を設置し、事業実施期間（最長20年）において運転・維持管理を行い、施設に再生可能エネルギー電力を供給する。また、事業終了後に設備を撤去する。

3 受託候補者

株式会社キャプティ

4 契約時期

令和6年度中

5 評価結果

提案者	評価点数 (220点満点)	順位
株式会社キャプティ	177点	1
A社	-	辞退

6 評価項目・評価委員会開催経過等

委員会開催日及び開催場所	令和5年11月8日 9時30分から11時00分まで 市庁舎18階 共用会議室
評価委員の出席状況	評価委員5人出席 (定足数5/6)
議事内容	提案書の評価、受託候補者の特定
評価項目	別紙のとおり

7 問い合わせ先

横浜市資源循環局適正処理計画部施設課

電話：045-671-2517

資源循環局神明台処分地ほか4か所への再生可能エネルギー導入事業

提案書評価基準

1 評価項目及び配点等

評価項目	評価の視点	加重倍率	配点
技術提案に関する視点 (110点)			
太陽光発電設備出力	太陽光発電設備の出力(kW)が大きい	3	15
発電電力の自家消費量	太陽光発電電力の自家消費量(kWh)が多い	3	15
システム提案の実現性	システム構成、設備設置容量や自家消費量の考え方等、システム提案の内容が明確で実現性があるか	6	30
設備の設置方法	設備の設置方法は実現性があるか、また安全性が高く、施設への影響が小さいものになっているか	6	30
非常時利用の利便性	非常時利用における利便性が充実しているか	2	10
太陽光自立出力	自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力(kW)が大きい	2	10
実施体制に関する視点 (100点)			
工事遂行能力の確保	無理のない実施体制、スケジュール等となっているか	6	30
市内中小企業の活用	市内中小企業を活用する提案となっているか	4	20
業務遂行能力の確保	無理のないメンテナンス計画、実施体制等となっているか	6	30
事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	4	20
その他の視点 (10点)			
ワークライフバランス等に関する取組	下記の点について、該当数に応じて評価する <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか(従業員101人未満の場合のみ加算) <input type="checkbox"/> 女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか(従業員101人未満の場合のみ加算) <input type="checkbox"/> 次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク) ②女性活躍推進法に基づく認定 ③よこはまグッドバランス賞の認定 <input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか <input type="checkbox"/> 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は、障害者1人以上雇用している(従業員43.5人未満) <input type="checkbox"/> 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けているか	2	10
評価の合計 (220点)			

2 評価方法

(1) 各評価項目について、以下の6段階評価を行う。

- 5点：優れている
- 4点：ややすぐれている
- 3点：普通
- 2点：やや劣る
- 1点：劣る
- 0点：非常に劣るまたは提案無し

ただし、「市内中小企業の活用」の評価は、以下のとおりとする。

- 5点：工事総額における市内中小企業への発注割合が75%以上
- 3点：工事総額における市内中小企業への発注割合が50%以上75%未満
- 1点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%以上50%未満
- 0点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%未満

(2) 「ワークライフバランス等に関する取組」の評価は、5つの着目点について該当した数を評価点とする。

(3) 評価点は、各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

3 第一順位の決定方法

(1) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。

(2) 評価点が同点の場合、出席委員の多数決により第一順位を決定する。それでも決しない場合は委員長が第一順位を決定する。